

議 第 50 号

平成31年2月18日提出

熊本市特別会計条例の一部改正について

熊本市特別会計条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別会計条例の一部を改正する条例

熊本市特別会計条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号から第21号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第1条第8号の食品工業団地用地会計及び同条第10号の地下駐車場事業会計に係る出納整理については、平成31年5月31日までは、なお従前の例による。

（提出理由）

食品工業団地用地会計及び地下駐車場事業会計を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。